

令和 2 年度財務省政策評価実施計画等（案）の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和 2 年度版） 1
2. 令和 2 年度財務省政策評価実施計画等における主な変更点について 2
3. 令和元年度と令和 2 年度の「測定指標」の比較 3
4. 過去 5 年間ににおける測定指標数の推移 4

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和2年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政 （総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 （総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 （総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム （総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 （総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、相次ぐ自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保 （政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 （政策目標2）

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 （政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 （政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 （政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 （政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

2. 令和2年度財務省政策評価実施計画等における主な変更点について

(1) 内閣の基本方針等に沿った取組内容の見直し

昨年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針である「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）（以下「骨太の方針2019」といいます。）等及び現下の政策課題における財務省の取組内容を記載しました。

(2) 事前分析表における測定指標等の見直し

次年度の事前分析表においては、データに基づいて政策を推進する等の観点から、定量的な測定指標の新設や定性的な測定指標の定量化（前年度比2増）等を検討するとともに、測定指標を補完する参考指標を活用するなど、当省の政策評価の更なる改善に取り組みました。

(3) 新たな施策の設定

政策目標6－1において、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づく対内直接投資審査制度を実効性のあるものとする取組が重要であり、2019年には外為法改正により制度の見直しも行ったところ、新たな施策として「政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用」を設定しました。

3. 令和元年度と令和２年度の「測定指標」の比較（主なもの）

目 標	令和元年度	令和２年度	変更の内容
政策目標３－３ （国有財産関係）	定性 政3-3-2-B-2	定量 政3-3-2-A-1	合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度４月１日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。当該計画（令和２年４月１日時点）に基づいた改修工事を着実に実行するため、定量的な測定指標を新たに設定しました。
	宿舎の改修等工事の実施状況	合同宿舎における改修等工事の実施状況	
		定量 政3-3-4-A-5	全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されることから、一般競争入札及び先着順の随意契約の実施件数に対する空き家・空き地バンクへの登録件数の割合が100%になることを目標値として、定量的な測定指標を新たに設定しました。
	（新 設）	全国版空き家・空き地バンクへの登録割合	
政策目標６－１ （国際金融関係）		定性 政6-1-5-B-1	対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられることから、当該取組に係る定性的な測定指標を新たに設定しました。
	（新 設）	実効性のある対内直接投資審査制度への取組	

※これらの他、過去の実績等を踏まえた目標値の変更等を行っております。

4. 過去5年間における測定指標数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合目標	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6
(内 定量的測定指標)	¹ 〔1〕	¹ 〔1〕	¹ 〔1〕	¹ 〔1〕	¹ 〔1〕
(内 定性的測定指標)	^{1 5} 〔1 5〕	^{1 5} 〔1 5〕	^{1 5} 〔1 5〕	^{1 5} 〔1 5〕	^{1 5} 〔1 5〕
政策目標	1 2 0	1 1 9	1 2 3	1 2 6	1 2 8
(内 定量的測定指標)	^{4 3} 〔2 7〕	^{4 3} 〔2 7〕	^{4 2} 〔2 6〕	^{5 0} 〔2 6〕	^{5 2} 〔2 6〕
(内 定性的測定指標)	^{7 7} 〔5 7〕	^{7 6} 〔5 5〕	^{8 1} 〔5 8〕	^{7 6} 〔6 0〕	^{7 6} 〔6 1〕
合 計	^{1 3 6} 〔1 0 0〕	^{1 3 5} 〔9 8〕	^{1 3 9} 〔1 0 0〕	^{1 4 2} 〔1 0 2〕	^{1 4 4} 〔1 0 3〕

(注) 〔 〕内の数値は、主要な測定指標の数。